

2015年7月13日開催
千葉県における指定廃棄物長期管理施設の詳細調査候補地選定経緯
等に係る千葉市内の内房線沿線の町内自治会関係者への説明
書き起こし

宇留間会長：定刻でございますので、これから説明会を始めさせていただきます。稲荷町内会の宇留間でございます。内房線の手前の方の町会が約20町会ぐらい来ておりますので、冒頭に申し上げますけども、今日は質疑等は代表して長嶋さんに質疑をさせていただきますので、約1時間ぐらいかと思っておりますけども、環境省の方には30分ぐらいのご説明を、それ以降皆さん町会から私の方にこういう質問をしていただきたいということをあらかじめ皆さんの方に投げてございますので、その結果、今日は長嶋会長さんの方から代表致しまして環境省の方に質疑をさせていただきますので、一般の質疑はございませんのでよろしくお願い申し上げます。一般の質疑においては、また改めてこれを機会に各町会単位に今度はやりたいと私も思っております。今度は各町会単位の方で約10分ぐらいの質疑応答ということで、次回こうやって各町会で今度は役員会ならびに総会を開いてもらって、その中で各町会がどう思っているかということをやりたいと思っております。今日はとりあえず各町会から出てきた問題で長嶋会長さんの方から質疑をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。それから今日はテレビカメラが入っております関係上、多分皆さま方の顔がもしかしたら新聞紙上に出るかもしれませんけども、それは多めに見てひとつお願いしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。それでは指定廃棄物長期管理施設の説明会をただ今より行いたいと思っておりますので、環境省。どうぞ。

室石：本日は平日のお忙しい中、環境省にご説明の機会をいただきまして本当にありがとうございます。また、ご参加くださいましたことを重ねて感謝申し上げます。まず自己紹介をさせていただきます。私、環境省の方で指定廃棄物関係の参事官をしております室石と申します。

熊倉：同じく計画官の熊倉と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

山崎：山崎と申します。よろしくお願いいたします。

新崎：同じく新崎と申します。よろしくお願いいたします。

室石：まず初めに東日本大震災で被災された皆さまに改めてお見舞いを申し上げます。また東京電力の福島第一原発の事故に伴いまして放出された放射性物質の影響によって未だなお大変なご苦勞をおかけしていることに対して政府の一員としておわびを申し上げます。誠に申し訳ございません。本日は、千葉県における指定廃棄物の長期管理施設の詳細調査の候補地の選定経緯などに係る説明会の機会を頂きまして、また、お忙しい中お集まりいただきまして本当にありがとうございます。宇留間会長はじめといたしまして、関係者の皆さま方に感謝申し上げます。千葉県におきましては本年4月に指定廃棄物を安全に管理する施設を選ぶための詳細な調査を行う候補地として、千葉市中央区蘇我町の東京電力の千

葉火力の土地の一部を選定いたしまして公表させていただいております。環境省におきましては、地元の方々にご説明をさせていただき、また、ご意見を丁寧にお伺いしていくことが何よりも重要と考えております。皆さま方におかれましては、ご不安の声等をお持ちだというふうに伺っています。指定廃棄物の安全な処理に向けて頑張っております。よろしく願いいたします。本日は、まず私どもの方から指定廃棄物とはどんなものかとか、あるいは今回の選定経緯などにつきまして、ご説明をさせていただきます。その後、先ほど宇留間会長からご紹介いただきましたが、ご質問をお受けしたいと思っております。よろしく願いいたします。本日はこのような貴重な機会をいただきまして重ね重ね感謝を申し上げます。簡単な冒頭のご挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

【環境省から説明資料に沿って説明】

宇留間会長：どうもありがとうございました。環境省からご説明をいただきましたので、それでは長嶋会長さんのほうから、環境省の方にご質問をお願いいたします。

長嶋会長：本日の説明会にあたりまして、4つの町内自治会の方より質問が寄せられました。私は6月29日に市連協に対する説明会の際に質問と意見を述べましたけれども、今回は寄せられました質問をそのまま質問したいと思います。なお、この質問の内容につきましては、事前に環境省のほうに提出をしております。まず、質問とお願いということで、6月30日現在、新聞などでさらに説明を受けた住民の方々の反応で、候補地選定の経緯説明に不満が多く、その点を考慮して説明をお願いしたいということです。それから、指定廃棄物の放射能レベル、これは植物等への影響はどんなことが考えられるのか。また、予定の施設等の危険性はどうか。そして、長期管理施設とは何年程度の保管を考えているのか。廃棄物は最終的にじゃあどうなるのかということ。高濃度放射性廃棄物最終処分場を、なぜ首都圏の海岸に選定をしたのか。それは首都直下型地震が30年以内に73パーセントの確率で起きると専門家、学者などが述べている。そして、埋め立て地で震度6強では液状は避けられない。それから、コンクリートは経年60年以上必ずクラック現象が起こる。内部の鉄筋が錆びてコンクリートを破壊させ、湾内の海水に流れ込み外海に広がる恐れは間違いないと思う。その具体的な対策はどうか。みんなで共有しようというならば、山口県にも高濃度放射能廃棄物最終処分場を造ったらどうか。全国にまき散らすのは絶対に反対である。次に、一般の廃棄物と同じように、排出自治体で保管するのが当然ではないか。なぜ今回、県内1カ所なのか。それから、千葉県指定管理施設はどうして千葉市東電千葉火力敷地内なのか。決定プロセスをもっと明らかにしてほしい。8,000ベクレル以上10万ベクレルまでの廃棄物とのことだが、次の段階の人体に対する影響を教えてください——8,000ベクレル、5,000ベクレル、10万ベクレル。次は、直下型地震の起きる確率が極めて高い千葉市になぜ施設を造ろうとするのか。大地震が起きても絶対安全だという根拠を示して

ほしい。あと、数カ所で分散・保管すべきだと思う。環境省は市民・県民に積極的に情報を提供すべきだと考える。最後ですけれども、放射能廃棄物の入れ物の問題で、フレキシブルコンテナでは放射能を遮断できないのではないかと。最終処分場の構造、厚さ 35 センチのコンクリートで二重構造とのことであるが、必ずクラックが入り、漏れるおそれがあり、安全ではない。候補地の選定の問題で、総合評価基準の 4 項目を均等にした趣旨が理解できない。今回の選定のやり方なんですけれども、放射性物質を含む指定廃棄物の最終処理を東電の千葉火力発電所に国が一方的に選定したのですが、納得できない。選考過程を住民に知らせたり意見を聞くべきではなかったのかということです。以上です。

室石：ご質問をいただきまして本当にありがとうございます。まず最初の質問、6月30日現在、新聞などで既に説明を受けた方の反応などから、候補地選定の経緯の説明に不満が多い、ということですが、その点を考慮して教えて頂きたいということですが、お住まいの近くに詳細調査の候補地を選定しておりまして、大変申し訳なく思っています。これまでの説明会でいただいたご意見も踏まえましていろいろ資料を提示したわけですが、まだまだ私どもも分かりやすい丁寧な説明を心掛けていきたいというふうに考えてございます。それから、次に、千葉県の指定廃棄物放射能レベルでございまして、先ほど山崎のほうの説明でも申し上げておりますが、濃度レベル1キログラム当たり、8,000～7万ベクレル程度でございまして、平均値としては1キログラム当たり2万ベクレル程度でありまして、その多くが1キログラム当たり1～3万ベクレルの間に属しているというそういう状況でございまして、それから、植物などにどういう影響がということですが、なかなか難しいご質問、専門的なご質問かと思いますが、先ほどの山崎の説明でも申し上げましたように、放射性物質のベクレルつまり濃度というよりは、それが放射能を出して、それが到達する地点でどういうレベルになるかということが大事だということ…つまり、距離でも変わりますし、遮へいするものによっても変わってくるということで、指定廃棄物に関して言いますと、直接濃度はあまり関係しない。これは外部被ばく・内部被ばくという言い方をしますけれども、指定廃棄物に関しては外部被ばくでの影響を考えなければいけない、そういう対応になりますので、そういう意味ではベクレルそのもので影響が直接考えられるというよりは、放射線を受ける側でどの程度の放射線を受けるかというのが非常に大事になってくるものでございまして、今日は先ほどの山崎の説明では人間に対するリスクとしてご紹介しておりますけれども、今回の施設から2メートル以上の距離を取ることで受ける放射線量が、年間10マイクロシーベルトを下回るという計算でございまして、周辺の植物にも影響はないと私どもは考えております。それから4番目、予定の施設に危険性はないのかというご質問です。先ほどの山崎の説明にありましたように、二重のコンクリートで囲んだそういった堅固な構造を取りますほか、搬入時の対策、それから搬入後の対策もぬかりありませんし、先ほど言いましたように十分施設の安全については監視をしていく、国が責任を持って管理をしていくと、そういうことではございます。また、そのモニタリングも、搬入中も搬入後もずっと続けることにしております。空間線量率などを

当然連続測定するほか、定期的な測定をいたしまして公表をしていきます。その公表したのものについては誰でも見られるように配慮をいたします。ということで、地元の方々の安心を得たいというふうに思っております。それから次に、長期管理施設で何年程度保管を考えているのかというご質問でございます。私ども、先ほどの山崎のほうの説明でもありましたように、国の有識者会議で施設管理の考え方を検討しております。そういう中で、先ほどの説明でいきますと、数十年後ということと、それから搬入終了後ということで、35 ページ、それから 36 ページのところを年限を分けておりますけれども、私ども、ご地元の方々、市当局との話し合いにもよりますけれども、この 35 ページのような管理の仕方がより安心できるということであれば、数十年間というのを永久に延ばしていくというような考えを持っております。そういう意味では、当然、管理という点では国が永久に管理をしていくつもりではございますけれども、35 ページのような形を取るのか、36 ページのような形を取るのかということについては十分その場でのご意向によって決めさせていただきたいというふうに思っております。ただし、ここにもありますように、数十年以上、100 年とかそういったような年限がかかれば、かなり放射性物質としては濃度が下がっていくというふうに考えておりますので、そうした時点で再利用、あるいは普通の廃棄物としてもう一度考え直すということもあるかもしれません。ただ、それを今決めるというよりは、100 年後にまた地元の方とよく話し合っていくことになるかと思っておりますが、ただ、そういう話し合いの前提は置きながら、基本的には国がずっと管理をしていくということはお約束させていただきたいと思っております。それから次の質問、保管している廃棄物が最終的にどうなるのかということです。今、少し端折って申し上げますが、国の有識者会議における議論では 3 つのオプションがあるというふうに考えております。先ほど申し上げましたように、一定程度、濃度が低減したあとに有効利用、再利用していくということだとか、一定程度、濃度が低減したら普通の廃棄物として取り扱っていく、あるいはそのままずっとこの施設で保管し続けるという案、そういった 3 つのオプションがあるというふうに考えています。こういうオプション・選択肢をどう採用するかについては、ある程度時間がたって、実際に濃度が下がっていった段階で、よくよくその自治体や住民のご意向を踏まえて方針を考えるということになると思っております。いずれにしても、放射能濃度が十分下がるまでは国が責任を持ってしっかりと管理をしていくということでございます。それから次の質問、なぜ首都圏湾岸を選定したのかということでございます。先ほどの山崎の説明にもございましたように、選定手法そのものは国の有識者会議と千葉県の市町村長会議の中で確定をして、国が最終的に決定しております。この選定手法を使いまして、先ほどの資料の 30 ページあたりにありますように、危険な所などを除いた結果 683 カ所が選定され、その中で 29 ページにありますようなこういう評価項目で総合的に評価をいたしまして、最終的には 2 カ所、最高得点が残りまして、このうち将来の使う予定がないといったことがございました 1 カ所を選定したという経緯でございます。30 ページのほうをご覧くださいと分かりますように、全体として山林とかいろんな場所が残ってい

ました。ちなみに千葉市内でも 683 カ所の中で、千葉市内の途中段階の数値としては 263 カ所が残っておったということで、平地林のところでは 92 カ所、その他平地では 29 カ所残るなどしていましたが、最終的には先ほどのその 4 つの評価項目で数値化したところ 2 カ所が残って、将来の土地の利用予定などをお聞きしたところ、この場所が最終的には 1 カ所ということでございます。それから、首都圏の直下地震が 30 年以内に起こるだろうという中でどうするのかということでございます。先ほど山崎の方から説明いたしましたように、巨大地震が起きるということ踏まえまして、国の地震調査研究推進本部の地震調査委員会が平成 26 年 12 月に公表しております全国地震動予測地図 2014 年版での 30 年以内に震度 6 弱以上の揺れに見舞われる確率ということかと思えますけれども、長期管理施設というのは首都直下型のマグニチュード 7 クラスの地震や相模トラフ沿いのマグニチュード 8 クラスの地震に対して耐える構造という前提にしております。設計の際には当該の地区で考える最大レベルの地震動を想定した地震の応答解析をいたしまして、施設の耐震性に十分配慮する予定でございます。先ほどの山崎の説明の繰り返しになりますが、定期的に施設を点検し、地震が発生したときには速やかに点検を行って必要な補修を行っていくという予定でございます。次のご質問で、震度 6 強だと液状化を必ずするのではないかとございまして、これも先ほどの繰り返しになりますが、液状化については日本は地震国ということで非常に対策は進んできています。先ほどのスライドの 51 ページにありましたように、液状化対策を取ることで、液状化対策をしなかった場所に比べて明らかに影響が出ていないということも確認できているような施工例が出てきております。そういう意味でいろんな施工例・実績といったものを踏まえて、一番いい液状化対策を取っていききたいというふうに考えております。そのためにも現地で調査をしっかりと行うことが前提になりますけれども、考えられる最大限の対策を取りたいと考えております。それから、コンクリートには必ずひびが入るのではないかと。内部の鉄筋も錆びるのではないかとございまして。コンクリート自体は皆さんもよくご存じのように、圧縮力には強いんですけども、引っ張りには弱い。だから鉄筋を中に入れるということなんですけれども、そういうコンクリートの性質もよく踏まえ、先ほどの山崎の説明にもありましたように、設計上は 100 年以上もつ仕様というものが決まっておりますが、考えられる最大の安全を考えていきたいというふうに思っております。鉄筋の錆びについても万全の対策を取っていきます。一方で、やはりクラックが出るのではないかと。おそれもありますので、そのおそれを考えて管理点検廊をしっかりと点検し、それが見つかればすぐに補修していくということをやっていききたいと考えております。また、すぐに海にでていってしまうのではないかとございまして、先ほどの選定のときに海から 50 メートルは離れている所という基準も実はございまして、施設も敷地境界の所で最低限それだけ離れた場所に建てるように考えてございまして、それから次に、みんなで共有しようということであれば山口県にも処分場をつくったらどうかということでございまして、これについては冒頭に申し上げましたように、詳細調査の候補地をこの場所に選定し

たということでご心配をされていることについて、大変申し訳なく思います。現在、千葉県だけではなくて、指定廃棄物を持っておられる各県におきまして、それぞれの県内で処理するお願いをしております。これは福島県でも同様でございまして、福島県内で指定廃棄物の最終的な処分する場所をちゃんと一カ所確保するということが私どもが主体的に動いておるところでございまして。保管場所がひっ迫しているということをお先ほども山崎のほうから申し上げました。長期的に自然災害というものの懸念がありますので、各県で早急に処理する必要があると思っております。安全性については本当に現在考えられる最大のものを採用してやっていきますし、管理もしっかりやる。ただ、安全神話におぼれることなく、何か事故が起こるということは必ずあるんだという思いをしっかりと事前にちゃんと対策を取ることを決めておきます。だから、こんなことは想定外でしたということが絶対にないように、安全な施設は造るんですけども、そういう災害もありうるということで事前に対策マニュアルもきちっと作り、それから、例えば災害のときも連絡先リストをあらかじめ作成していきたいと思っております。それから、全国にまき散らすことに絶対反対だというご意見、これもご不安をお掛けしていることについて大変申し訳ないと思っておりますけれども、環境省としましては、千葉県内の指定廃棄物で一時保管されているものを 1 カ所に集約して管理をしていきたいというふうに思っております。もともと指定廃棄物自体、先ほどの山崎の説明資料でも指定廃棄物が何かということはこの 5 ページあるとか 6 ページのところの説明をしておりますが、3.11 の事故によって、もともとご地元で発生しているごみに放射性物質が付着したというものでございまして。そういうものでございまして、その地域地域で発生したごみとして処理をされるはずであったものだというふうに考えられますものですから、私どもとして県内単位で処理をしていくということをお放射線物質汚染対処特措法がつくられるときに、これは議員立法でございまして、役人が考えたものではなく、国会の方でおつくりになられたものでございましてけれども、地域の廃棄物であるということ、それから特措法の成立前に、当時の福島県知事、これは前知事になりますけれども、福島県知事に対して福島県内での最終処分について打診をしたという事実がございまして、このときは明確に拒否をされた、この 2 つの理由をもって各県内処理というのが特措法の基本方針として決められるという流れになったということでございます。私ども、その方針に従いましてぜひ各県内で処理をさせていただければというお願いをしたいと思っております。それから次のご質問として、例えば一般廃棄物であれば排出自治体ごとで処理をしていくべきではないかということで、なぜ県内 1 カ所なのか、そういうご質問であったかと思っております。私ども、今回の指定廃棄物、通常の廃棄物に比べて何十年も長期にわたって管理をしていく必要があると思っております、現在適切に一時保管されておりますけれども、長期的には台風とか竜巻の発生で危険を伴うというふうに思っております。県内 18 カ所に分散して保管するよりは、県内 1 カ所で集約・管理をするということが施設の監視や補修や緊急時の対応についても容易になるというふうに考えております。私どもにおきましては県内 1 カ所に集約して国が責任を持ってしっかりと管理

をしていくことに理解を賜われればというふうに考えております。また、次のご質問、どうして千葉の東電火力、千葉火力敷地内かということ、決定プロセスを明らかにしてほしいということでございます。決定プロセスは先ほどの繰り返しになりますが、選定手法を決めてその選定手法に沿って、データを使うなりして決めていったという結果でございます。これは繰り返しになりますので詳しくは申しあげませんが、そういう選定プロセスであったということでございます。それから、8,000 ベクレル以上 10 万ベクレルということで段階的に人体への影響を教えてほしいということでございます。先ほども申し上げましたように、外部被ばく自体はベクレルそのもので影響を受けるよりは距離に関わってくる、遮へいによって減衰するというのもございますが、先ほどと切り口を変えて申し上げますと、今申し上げました放射線というのはコンクリートとか土で遮ることができます。厚さ 30 センチの土を覆えば 97.5 パーセント放射線が遮られます。コンクリートであれば 30 センチあると 98.6 パーセント遮ることができます。それは今日の資料の 11 ページで紹介しているところでございます。また、12 ページで書いてありますように、距離を離せば離すほど放射線というのは小さくなるという性質もございますので、こういう 1 キログラム当たり 8,000 とか 5 万ベクレル、あるいは 10 万ベクレルといったような濃度であれば、私どもで今回造る施設の中に入れた後における放射線の影響というのは、身の回りにあるさまざまな放射線の影響に比べると相当程度低いものであるということが、先ほどの資料の 37 ページや 38 ページでご説明をしたとおりでございます。それから次のご質問ですが、直下型地震の起きるような確率が極めて高い所になぜ造ろうとしているのか。大地震が起きたとき絶対に安心なのかというご質問でございました。これは先ほども似たような質問がございましたけれども、私どもも首都直下型マグニチュード 7 クラスの地震、それから相模トラフ沿いのマグニチュード 8 クラスの地震にも耐えられる構造にするということでございます。施設設計の際には当該地区で考えられる最大レベルの震度を想定した地震の応答解析を行って、施設の耐震性としては十分確保していくということでございます。また、国が施設の管理をすることによって定期的に点検をしていく、目視できっちり見ていくというようなことで、必要があれば補修をしていくということを考えております。国のほうで責任を持って最後まで管理をしていくということでございます。それから、みんなが共有するという観点からいえば 1 カ所ではなく数カ所で保管するべきではないかというご質問がございました。これも先ほどの繰り返しになりますけれども、県内 18 カ所で分散して保管しているということで、現状できるだけ安全に保管しておりますけれども、大規模な台風とか竜巻とか大雨とかそういったような自然災害のリスクを考えますと、やはり一時保管というのは長期化することができないというふうに思っております。特に 18 カ所に分散しているということで、監視や補修や緊急時の対応を難しくするという部分がございます。私どもとしましては県内 1 カ所に集約・管理をさせていただければということをお願いしたいというふうに思っております。それからその次でございます。情報について市民・県民に積極的に情報を提供すべきというご意見がございました。そのとおり

だというふうに思っております。私ども、今までも新聞を使った広報やウェブサイト等いろいろ使って情報公開しているところがございます。今日もこういった形で説明会を開かせていただき、本当に感謝しております。今後も十分情報提供ができるように努力していきたいというふうに思います。それから次のご質問・ご意見ですが、フレキシブルコンテナの話ですが、フレキシブルコンテナでは放射能を遮断できないのではないかとご質問がございました。誠にごもっともでございます。フレキシブルコンテナというのは合成樹脂などを部材にしている通常のものを使います。約 1 立方メートルぐらい内容量がございます。防水性とか耐光性はありますけれども、これ自体で放射線を十分遮断するというものではありません。ただ、先ほど申し上げましたように、指定廃棄物というものをコンクリートの 2 重の堅固な施設の中に入れるということ、またそれが地面の中に埋まっているということで放射線というのはしっかり遮へいされるということでございます。また、運搬の際にも、先ほどの資料にもございましたように、密閉できるようなトラック、密閉してトラックで運搬するなど、飛散・流出しないようにしっかりと運搬と管理をしてまいりたいと考えております。それから次のご質問で、厚さ 35 センチのコンクリートの二重構造であってもやはりひびが入るのではないかとご質問がございました。先ほどのご質問・ご意見でもコンクリートのひび割れの話がございました。それと同じなんですけれども、私ども、できるだけそういう長持ちする、そういうコンクリートを配合していく、それからきちんとそういったものを施工していくことをまずやったうえで、そういったコンクリート構造をきちんと目で管理・点検をしていく。先ほどの施設の構造図にありましたように、管理点検廊というのが中にごございますので、その二重の構造の管理点検廊の中に入ってきちんとそういうクラックを目で見て確かめるということをやりたいと思います。当然、機械的にも検知するシステムなどがあれば入れておきますけれども、基本は人間がしっかり確認をしていくということをやりたいと思っております。また、施設の外側には当然観測井戸を設置して、地下水に何か影響が出ないようにするんですけども、もしあればそういった観測井戸でモニタリングすることによって検出していくということも当然取り組みとしては考えています。それから、総合評価基準の 4 項目を均等にした趣旨が理解できないというご質問がございました。先ほども山崎から説明いたしましたように、国の有識者会議で標準的な選定手法を考えながら、各県の市町村長会議で地元のご意向を踏まえながら、最終的には千葉県の選定手法を確定して、国が最終的に決定していく、そういう過程でございます。そういう中でこの 4 つについては均等な重み付けということで議論が進んでいったということでございます。ちなみにでございますが、栃木県は指定廃棄物の保管量の重み付けを 2 分の 1 ということにして、また、宮城県では、これも地元のご意見がございまして、保管量の重み付けは取らないということが決まりまして、それぞれが宮城県の選定手法、あるいは栃木県の選定手法として確定しているところがございます。それから次に、今回の選定のやり方というのは国が一方的に選定していて納得できない。選考過程を住民にお知らせしたり、意見を聞くべきではないかというご意見でございます。

私ども、先ほど申し上げた有識者会議、あるいは市町村長会議で議論を重ねておりますけれども、こういった内容の議事録について、環境省のホームページできちんと公開しておりますし、市町村長会議自体は記者の方々に公開をして、そういった意味で報道もしていただいておりますとか、昨年5月8日に千葉日報をはじめとした朝日・読売・毎日の地方版で選定手法自体を掲載したりもしております、お知らせをしております。私どももできるだけ丁寧にこれからも説明をさせていただきたいと考えております。以上、いただいたご質問について、早口で恐縮でございますが、ご回答をさせていただきました。よろしく願いいたします。

宇留間会長：どうもありがとうございました。今の質問は各町会からの質問事項で、各町会からの質問に答えていただきましたので、今度は各町会で10分前後で質問等あればあらためて、今日は皆さん聞きましたので、今度はその結果を各町会でひとつもんでいただき、問題点があればまた2カ月、3カ月後に私どももう一回開いて、各町会ごとにこういう問題があると。今日環境省に申し上げたやつは全部の町会じゃございません。質問事項があればということで私のほうから各町会長さんを通じてやった問題でございます。今日はまだ十分じゃございませんけれども、聞いたと思いますので、今度は各町会単位でご質問をさせていただきますので、あらかじめの役員、あるいは総会を通じて各住民の声を環境省に届けていただけると私は思っておりますので、そういう形でもう一回やりたいと思いますので、ひとつよろしく願いいたします。今日は一般の質問はございませんけれども、次に各町会単位で10分ぐらいでやってもらえたらと思います。今度は1問1答方式でやりますので、これだけの町会がやりますと半日以上かかりますので、質問と質疑応答、通して、10分ぐらいでまとめてひとつやりたいと思いますので、よろしく願いいたします。今日は本当に長時間にわたりましてありがとうございました。

室石：本日、貴重なご意見・ご質問を聞かせていただいて本当にありがとうございました。あらためて感謝申し上げます。私ども、一つ一つご質問に対して丁寧に答えていきたいと思っております。ちなみに、7月20日は千葉市民の方々全体を対象にした説明会を開催する予定でございます。また、7月1日から、千葉県専用のお問い合わせダイヤルというのを設けました。平日の朝9時半から18時15分まで。ぜひご利用をお願いいたします。それから、お帰りの際に申し上げますが、帰りの出口、こちらから見て右側に市町村長会議の議事録であるとか、あるいは総合評価の一覧表といったものを準備しておりますので、もしご関心がある方はお持ち帰りいただきたいというふうに思います。本日は大変ありがとうございました。

A：1つよろしいですか。今の千葉県専用ダイヤルとおっしゃった環境省の専門電話、6月の24日の日に熊谷市長からアナウンスがあり、私、すぐ連絡をしたんですが、3回、4回かけてもずっと話中なんです。回線は何本持っておられますか。

三木：回線は3つです。

A：3つ持ってて、常に話し中だということだったら、何でもっと回線を増やすとか真剣みが足りないのではないかな。3回も4回もやっても常に話し中。聞く気があるのかということに非常に疑問ですので、それについてはどうお考えですか。せっかく専用ダイヤルを設けたのであれば、もう少し親身な対応をお願いしたいんですけど。

宇留間会長：状況の説明はできますか。

三木：毎日、日報というのを私のほうで受けていて、私のほうで把握している限りは、1日に平均して3~4件、多くて7~8件の入電があるんですけども、電話をお取りできなかったものは平均1日1件程度となっています。

A：これはメイン電話の1つかと思うんですけど、そこから子電話につながってるわけですよね。私どもが熊谷市長から報告を受けているのは、03-6741-4583というところしか知らないんですが、常にこの電話、6月27、6月29、7月1日と3回かけたんだけど一切つながらないんです。

三木：7月1日から千葉専用ダイヤルというのが開通してまして。

A：熊谷市長のほうからは6月24日よりということで報告が出ているんですけど。7月1日からですか。

三木：実際に最終調整が行われて開通できたのが7月1日になります。

室石：申し訳ございません。私どもの不手際もあったと思います。7月1日から開通したということですので、よろしく願いいたします。もしそれ以降でまたつながりにくいという話があればぜひ報告していただければ改良するように努力をしたいと思います。すみませんでした、もう一度あらためて感謝を申し上げます。本当に今日はありがとうございました。

B：ちょっと1つ、今日、二十いくつの質問に対して回答をいただいたんですが、ちょっと質問、文句も多いし回答もずらずらと読まれただけなんですよね。できればこれをまた同じ質問をしたくないので、なおかつわれわれ、町会に持ち帰ってわれわれが質問されたときの参考にしたいので、今日の質問とそれに対する回答を書類、コピーをいただけませんか。

室石：議事録を起こしましてホームページのほうに公開したいと思いますので、それでよろしいでしょうか。

B：そうしていただけますか。あと町会に。

室石：じゃあ、その議事録をホームページに公開すると同時に皆さまにもお手にわたるようにいたします。

室石：じゃあもう一度。何かご要望がございますか。

C：資料の不備があるから。資料の不備で、私のところに事前に来たのでは、「千葉県における指定廃棄物の市町村別濃度分布」、その資料が入ってたんですけども、これが今入ってないんです。これが多分、もしかして都合が悪いから隠したのではないかというふうに思えるような内容なんですね。内容を言うと、指定廃棄物の保管量で千葉市は7.7トン。それも

8,000 ベクレル。そのほか、柏市、全部で 1,063.9。10 万ベクレルが 288 トン。3～5 万が 194 トン。1～3 万が 332 トン。それ以外が 249。松戸も 944 トン。あと高濃度が 886。全体で 3,700 トン。そのうちの千葉市にあるのは 7.7 トンしかないという資料が何で抜けてるかっていうことです。それはどう見たっておかしいでしょう。私、柏市長にも手紙を出しまして、このままいったら柏市民対千葉市民で相当の争いが起きちゃうよと。柏市のために千葉市民を犠牲にするっていうことになるんです、これを見れば。どう見たって。濃度のトン数から見れば。そこはどういうふうに答えるんですか、どう対応するんですかって市長に手紙を出しました。そうしたら次の日、廃棄物担当からすぐ電話がありまして、「国が決めたことだから」って言ったんです。ということは、柏市は国が柏市に決めれば柏市は反対しないってことなの。千葉市で今日説明したけれども、柏市にも説明する気あるんですか。千葉の蘇我が 16 点って言いましたけども、柏市内が 14 カ所あるわけでしょう。次点の。同じように指定廃棄物の場所をつくれるはず、柏市だって。まず真っ先に向こう、松戸も含めて説明会をやって、向こうが多いんだから、ほとんど向こうなんですから。千葉市は何の人体に影響もない 7.7 トンしかないわけじゃないですか。何でこっちに持ってくるかっていう資料が抜けてるんです、先ほどの資料に。

宇留間会長：そういう質問も今度やっていただきます。今日は代表して聞きましたので、そういう形で今回は町会単位でひとつ、先ほども言ったとおりに、これ以外の質問を環境省の方に全部もらいますので、今日は全部町会長が来てますので、町会長あてに送りますので、それ以外のやつを今度質問してください。

室石：よろしくお願ひします。質問については先生がおっしゃっているように次回にまたということでございます。先ほどの話でご要望と申し上げたのは、比較的ロジカルな点で、その点でもご要望は承ったということで、あとはよろしいですか。よろしければ、どうも今日は大変ありがとうございました。